

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（全面マスク着用を不要とするエリア内の各種マスク着用基準の変更）に係る面談
2. 日時：令和2年12月24日（木）10時00分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
高松専門職、横山係長  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、12月7日付けで申請のあった実施計画の変更認可申請について、資料に基づき以下の説明があった。
  - 福島第一原子力発電所構内の各種マスク着用基準の変更について
    - ✓ 現在、作業環境の空气中放射性物質濃度が  $2E-04\text{Bq}/\text{cm}^3$  以上かつ  $2E-02\text{Bq}/\text{cm}^3$  未満の場合、全面あるいは半面マスクを着用することとし、これ以外の全ての作業においては、使い捨て防塵マスク（以下「DS2」という。）を着用することとしているが、事故後の経過から環境はかなり改善した状況であるため、マスク着用基準を変更したい。
    - ✓ 今後は、新たに「ダストが舞い上がる作業であるかどうか」及び「1～4号機周辺防護区域の内側か外側か」による判断基準を設定するとともにマスクを着用しなくても良い区分を設ける。
    - ✓ 1～4号機周辺防護区域外側については、空气中放射性物質濃度が  $1E-06\text{Bq}/\text{cm}^3$  オーダーの指示値であり、フェーシング等により高濃度の表土を取り扱う作業等も行われていないことから、ダストが舞い上がらないと判断する作業に限って、DS2の着用を不要とする。
    - ✓ ただし、ダストが舞い上がる環境で作業を行う場合は、1～4号機周辺防護区域の外側であっても念のためDS2着用とする。
    - ✓ 1～4号機周辺防護区域外であっても、ミスト散水や飛散防止剤の散布といった飛散抑制対策等の内部被ばくリスク低減は、継続して行っていく。
  - 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、以下についてコメントした。
    - 今回の変更により各種マスク着用判断基準としているダストが舞い上がる作業と舞い上がらない作業を区分することについて、ダストが舞い上がる作業かどうか区分する考え方（基準）及び作業計画段階での承認フローを説明するとともに、どのようにして作業者の内部被ばく防止を行っていくのかを説明すること。

#### 6. その他

資料：福島第一原子力発電所構内における全面マスク着用不要とするエリアの設定並びに運用の変更について